

暮らしの安心

国民健康保険

国民健康保険事業の現状をお知らせします

平成20年度に行われた 制度と税率の大きな改正

国民健康保険事業は、平成20年度に大きな制度改正が行われました。後期高齢者医療制度が創設され、医療費分と介護納付金分の2方式から後期高齢者支援金を加えた3方式に変わり、退職者医療制度についても変更があったことから平成20年4月からの国保税率についても改正を行いました。

また、前期高齢者納付金・交付金制度が始まって財政基盤の弱い国民健康保険事業に対する他の医療保険制度からの支援が始まりました。この他にも特定健診、特定保健指導が始まりましたが、背景には医療費の増加があつて、医療費適正化が急務とされました。

また、平成20年度以後、2年毎に税率を見直すルールを設けましたが、平成22年度、平成24年度とも税率改正は行っておりません。

理由のひとつは、ある程度の基金残高があることです。平成20年度の決算では、収入支出の差引で

加入者が減少する一方、 減らない医療費支出

6千355万1千円の黒字決算となり、前年度繰越金と基金からの繰入金を除いた実質収支で715万3千円の赤字を計上しましたが、基金残高は2億8千885万2千円でした。続く平成21年度の決算では、収入支出の差引で1億2千39万3千円の黒字決算となり、実質収支でも5千684万1千円の黒字を計上し、基金残高は2億9千56万1千円に増加。この黒字決算がもうひとつの理由となつて、平成22年度に向けた税率見直しは行わないこととしました。

国民健康保険事業は、国民皆保険を担う重要な社会保障制度であり、地域の暮らしの安心を守る大切な保険制度です。

名寄市の各年度末における国民健康保険加入者は、平成19年度には8千5人でしたが、平成20年度の後期高齢者医療制度への移行などで年々減り続け、平成23年度で

は7千197人(10.1%、808人減)となり、平均すると、毎年202人が減少していることとなります。(グラフ①参照)

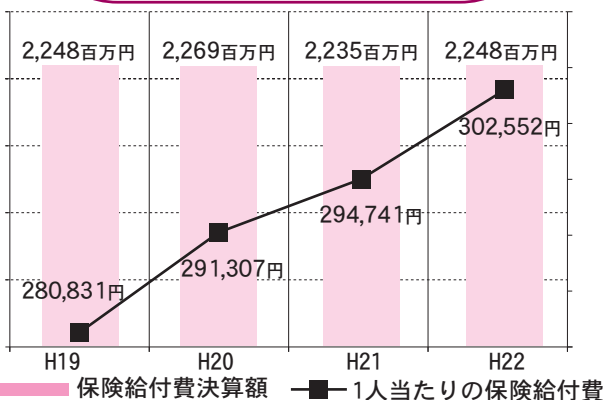
加入者の減少は、人口とも連動していますが、一番の理由は後期高齢者医療制度への移行で、75歳到達による資格喪失が毎年400人を超えています。

一方、医療費の支出(保険給付費決算額)をみると、加入者が減少する中、平成19年度、平成22年度ともに同額の22億4千8百万円となっており、1人当たりの医療費では28万8千31円から30万2千552円と(7.7%)、2万1千721円増(大きく増加、平成23年度には31万1千186円まで増加する見込みです。(グラフ②参照))

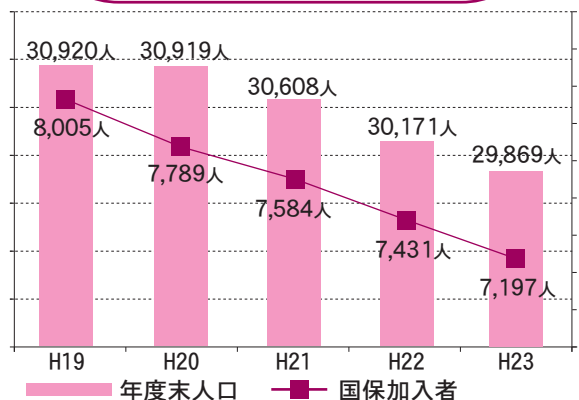


体操で健康促進 (チャレンジデー)

増え続ける保険給付費 グラフ②



人口と国保加入者 グラフ①



名寄市の国保税水準とその課題と現状

名寄市の国保税は全道の都市の中でも比較的低い水準を維持して来ました。国保税は医療費分と介護保険分、後期高齢者支援金分を合算する方式ですが、医療費分としては35市の中で26番目です。

(平成23年度当初確定額、合計分16番目、介護保険分15番目、後期高齢者支援金分5番目)

1人当り国保税(料)

【合計分】

全道平均 95,375円
名寄市 94,654円
16番目

【医療分】

全道平均 60,513円
名寄市 55,487円
26番目

※北海道市長会資料から
(平成23年度確定賦課時)

全道的に低くても、1人当り約10万円は加入者にするに重い負担です。加入者減と医療費増から課税不足が生じ、その額は計算上平成22年度で8千665万円(1世帯当り2万2400円、1人当り1万1千842円)、平成23年度は6千769万円(1世帯当り1万4千893円、1人当り8千822円)となっており、財源不足が課題ですが社会保障改革の動向を見極める必要から、平成24年度税率見直しを見送ることにしました。

医療費が増加した影響と加入者が減少した影響

前ページのグラフ②で【H19】の1人当り医療費が増加しないとするとうなるのか、計算してみると【H22】の保険給付費決算額が2億8千7百万円となり、医療費増が1億6千万円に上る計算になってしまいました。

この増加分をある程度吸収できたのは、増加を続けていた課税総所得金額で、下表の中にある1人当り国保税額を見ると平成22年度の9万7千850円までは順調でしたが、不況の影響が表れて、平成23年度当初課税の調定額が前年度比で3千13万2千円の収入減となっていました。

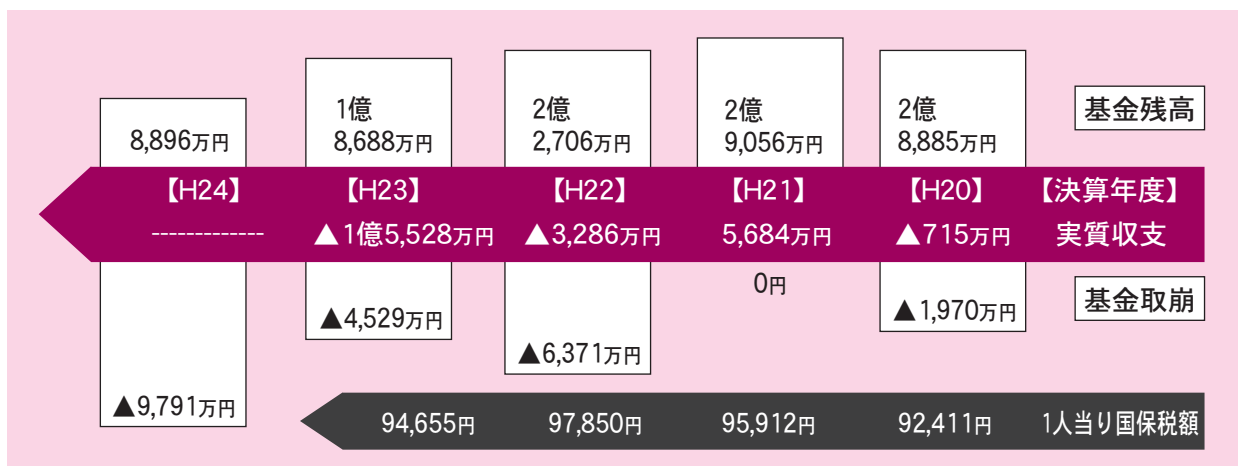
平成20年度からの決算と基金の状況を下表にまとめてみました。この表からは、特に平成22年度からの基金残高の減少が目立っています。平成24年度予算編成で9千791万円を取り崩すと、基金残高は8千896万円となります。このため、平成23年度で9千29万円、平成24年度で9千791万円の基金を取り崩して編成した予算が、平成25年度で編成できないことがあるかもしれません。

医療費適正化の取り組み今後の制度の見直し

名寄市では、平成22年度から北海道知事の指定を受けて、高医療費体質の改善に取り組むことが義務付けられました。医療費適正化の特効薬が見つからないのが現状です。また、社会保障と税の一体改革に伴う財源支援も、早くても平成27年度以降のことで見通しが不透明です。

運営を圧迫する要素は、加入者の減少と医療費の増加ばかりではありません。介護納付金、後期高齢者支援金、高額医療費などの共同事業支出金の支出超過はそれぞれ平成22年度決算で955万円(介護納付金)、852万円(後期高齢者支援金)、1億1千128万円(高額医療費)となっています。現在、議論されている後期高齢者支援金の加算についても負担増が想定されるものです。

このため、基金に依存した名寄市国民健康保険事業が厳しい現状にあることをお知らせするとともに、低所得者層への負担軽減と今後の安定的な運営とが均衡する適正税率の実現に向けて十分協議して進めていきます。



平成20年度からの
決算・基金の状況

平成24年度の国民健康保険税率表

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分
①所得割	世帯の所得 ×7.5%	世帯の所得 ×3.0%	介護2号該当者 の所得×1.8%
②資産割	固定資産税額 ×22.0%	固定資産税額 ×9.0%	固定資産税額 ×4.0%
③均等割	20,000円	7,000円	7,000円
④平等割	18,000円	7,000円	6,000円
限度額	51万円	14万円	12万円

国保税は次の表により計算、それぞれ①～④の合計（限度額を超える場合は限度額）となります。（税率は昨年度と変更ありません）
医療分・後期高齢者支援分は国保加入者全員、介護納付金分（介護保険2号被保険者）は、国保加入者のうち、満40歳以上65歳未満の方が対象となります。

平成24年度の納税通知書を7月中旬に送付します

保険税の特別徴収 (年金天引き) について

国保被保険者が全員65歳以上で構成される世帯の国保税は、原則として納税義務者の年金から天引きとなります。ただし、次に該当する方は従前のおり納付書にて納めていただく（普通徴収）こととなります。

- ・ 国保税の納付を口座振替にしている場合
- ・ 平成24年度中に75歳となる場合
- ・ 年金年額が18万円未満の場合
- ※特別徴収（年金天引き）を希望しない場合、事前に口座振替手続きが必要となります。

国保税の軽減について

国民健康保険制度では、所得や世帯の国保被保険者数、世帯の状況に応じた軽減制度があります。詳しくは納税通知書または同封のパンフレットをご覧ください。

▼低所得世帯に対する軽減

被保険者世帯の人数や所得に応じ、均等割・平等割の7・5・2割の軽減措置がとられます。

▼非自発的失業者の軽減

65歳未満の方が解雇や倒産により離職し国保に加入した場合、雇用保険の受給理由によって受けら

れる軽減措置があります。

▼後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減、減免

後期高齢者医療制度への移行に伴う、激変緩和措置として設けられた軽減措置や減免措置があります。

届出は14日以内に

▼国保に加入するとき

- ・ 転入したとき
- ・ 退職などにより職場の健康保険をやめたとき
- ・ 子どもが生まれたとき

▼国保を離脱するとき

- ・ 転出するとき
- ・ 就職などにより職場の健康保険に加入したとき
- ・ 被保険者が亡くなったとき

◆加入・離脱したときの国保税

国保税は加入の届出をした月からではなく、加入資格を得た月から課税されます。国保税は、年度（4月から翌年3月まで）で決められるため、年度途中で加入する場合や離脱したときも離脱の前月までの税額が月割で計算されます。

◆離脱の届出遅れにご注意を

会社の健康保険に加入後に、新しい保険証が届くまでの間、国保の保険証で受診した場合は医療費を返金いただく場合があります。

ます。
・ 会社などの健康保険に加入後、国保の離脱届がなされないとなつてしまいます。



納期内の納税にご協力を

皆さんに納めていただく国保税は医療費の支払いなど国保事業の運営に欠かせない財源です。納期限内の納付にご協力をお願いします。

◆納め忘れのないように

口座振替制度のご利用により、納め忘れが防げます。お申し込みは、市内の金融機関または市役所税務課納税係の窓口に通帳と届出印、納付書をお持ちください。

◆納付が遅れたら

納税相談がないまま納付が遅れたり納付がない場合、税負担の公平性を保つため、保険証の有効期限が短期間になったり、保険証の交付ができないなどの措置がとられることとなります。

納期を過ぎると、督促を受けたら、延滞金が増算されます。納税相談のないまま未納が続くと財産の差押えなど滞納処分を受ける場合があります。

災害などにより所得が一時的に著しく減少した場合や特別な事情がある場合には、納期限の延期や保険税の減免・免除を受けられる制度もありますので、お早めの相談をお願いします。

また、災害などの事情により医療費の自己負担分の支払いが困難な場合もご相談ください。

国保の保健事業

国保では、健康維持のために各種検診等への助成など保健事業を行っています。

疾病予防、早期発見、早期治療のため特定健診や各種がん検診、人間ドックなどを受診し健康維持にお役立てください。

◆特定健診・特定保健指導

国保加入の35歳から74歳のすべ

ての方を対象に、生活習慣病に着目した「特定健診」と早期予防・改善に向けての「特定保健指導」による生活改善の指導を無料で実施しています。

◆市が実施する各種検診、がん検診への助成

検診申し込みの際、国保被保険者であることを告げていただくだけで助成の対象となります。

◆人間ドックおよび脳ドックへの助成

助成要件や手続方法については事前にお問い合わせください。

◆保健師による健康相談

市の保健師による窓口や訪問での健康相談を随時行っています。お気軽にご相談ください。

高齢受給者証の更新

受給者証の有効期限が7月31日までとなつていきます。8月1日以降に使用する新しい証を7月末までに届くよう発送しますので、有効期限満了後に差し替えてご利用ください。

70歳になり新たに対象となる方については、誕生日の翌月（1日生まれの方は当月）から使用できるよう随時発行します。

限度額適用認定証の更新

高齢受給者証をお持ちの70歳以上の課税世帯の方を除き、病院に支払う医療費が自己負担限度額までのお支払で済むようになる「限度額適用認定証」の交付を受け窓口に提示することにより、窓口負担が軽減されます。

入院や支払いが高額になる外来受診の際、事前に国保窓口での申請をお願いします。

なお、7月以前に「限度額適用認定証」の交付を受けた方は有効期限が7月31日となっておりますので、更新手続きの申請が必要となります。

ただし保険税の納付状況によって交付できない場合もあります。

▼持ち物 印鑑、保険証

後期高齢者医療制度のお知らせ

●7月に平成24年度の保険料額をお知らせします

後期高齢者医療制度は、被保険者皆さまの保険料によって成り立っています。皆さまが将来にわたって安心して医療を受けるための貴重な財源となりますので、期限内の納付にご協力をお願いします。

《平成24年度の計算方法》

均等割 【1人当たりの額】
45,491円
+
【本人の所得に応じた額】
所得割 (平成23年中の所得-33万円)
×10.12%
||
1年間の保険料 (100円未満切捨)

- ・1年間の保険料の上限額は55万円
- ・年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

保険料のお支払いは「年金から選ぶことができます」。

口座振替を希望される方は担当までお問い合わせください。



問い合わせ

名寄庁舎1階2番窓口
市民課国保高齢医療係

☎01654③2111

内線3114・3115・31

16

風連庁舎 地域住民課

内線118・119